

別表第1（第2条、第3条関係）

種目	基 準 額	対 象 経 費
生活衛生関係営業対策事業費（人件費）	次により算出された額の合計額。ただし、相談指導事業の事業評価を踏まえ、20パーセントの範囲内で減額する場合がある。 （1）給与を支給する場合 ア 経営指導員給与 （ア）職員俸給 255,200円×別に定める人員×別に定める設置月数 （イ）通勤手当 給与法第12条の規定に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額 （ウ）期末手当 給与法第19条の4の規定に基づき職員ごとに算定した額の合計額 ただし、期別支給割合については次のとおりとする。 6月期 1.225月 12月期 1.225月 （エ）勤勉手当 給与法第19条の7の規定に基づき職員ごとに算定した額の合計額 ただし、成績率については次のとおりとする。 6月期 1.025月 12月期 1.025月 （オ）超過勤務手当 給与法第16条の規定に基づき職員ごとに算定した額の合計額 （カ）福利厚生費（算出基礎の対象となる職員俸給等については、（ア）から（オ）までに掲げるものに限る。） a 厚生年金保険料又は共済年金保険料 b 健康保険料 c 労働者災害補償保険料 d 雇用保険料 e 介護保険料 f 子ども・子育て拠出金 g 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づく一般拠出金の額の事業主負担分 イ 非常勤経営指導員給与 職員俸給 255,200円×別に定める人員×別に定める設置月数	第2条第1号から第6号までに掲げる事業を行うために必要な経営指導員及び事務職員に対する職員基本給（職員俸給）、職員諸手当（通勤手当、期末手当及び勤勉手当）、超過勤務手当及び福利厚生費（厚生年金保険料又は共済年金保険料、健康保険料、労働者災害補償保険料、雇用保険料、介護保険料、子ども・子育て拠出金及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金）に係る事業主負担分及び非常勤経営指導員手当 非常勤経営指導員に対し手当を支給する場合

種目	基準額	対象経費
生活衛生関係営業対策事業費（人件費）	ウ 事務職員給与 （ア）職員俸給 165,600円×別に定める人員×別に定める設置月数 （イ）通勤手当 給与法第12条の規定に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額 （ウ）期末手当 給与法第19条の4の規定に基づき職員ごとに算定した額の合計額 月数は、経営指導員と同じとする。 （エ）勤勉手当 給与法第19条の7の規定に基づき職員ごとに算定した額の合計額 月数は、経営指導員と同じとする。 （オ）超過勤務手当 給与法第16条の規定に基づき職員ごとに算定した額の合計額 （カ）福利厚生費（算出基礎の対象となる職員俸給等については、（ア）から（オ）までに掲げるものに限る。） a 厚生年金保険料 b 健康保険料 c 労働者災害補償保険料 d 雇用保険料 e 介護保険料 f 子ども・子育て拠出金 g 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金 の額の事業主負担分	

種目	基 準 額	対 象 経 費
生 活 衛 生 関 係 営 業 対 策 事 業 費 （ 事 業 費 ）	（１）相談指導事業費 知事が別に定める額 （２）情報化整備事業費 知事が別に定める額 （３）後継者育成支援事業費 知事が別に定める額 （４）健康・福祉対策推進等事業費 知事が別に定める額 （５）消費者等コールセンター事業費 知事が別に定める額 （６）振興事業費 120万円	第２条第１号に掲げる事業を行うために必要な諸謝金、旅費、賃金、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、借料及び損料、会議費、雑役務費、委託費並びに備品購入費 第２条第２号に掲げる事業を行うために必要な諸謝金、旅費、賃金、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、借料及び損料、会議費、雑役務費、委託費並びに備品購入費 第２条第３号に掲げる事業を行うために必要な諸謝金、旅費、賃金、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、借料及び損料、会議費、雑役務費、委託費並びに備品購入費 第２条第４号に掲げる事業を行うために必要な諸謝金、旅費、賃金、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、借料及び損料、会議費、雑役務費、委託費並びに備品購入費 第２条第５号に掲げる事業を行うために必要な諸謝金、旅費、賃金、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、借料及び損料、会議費、雑役務費、委託費並びに備品購入費 第２条第６号に掲げる事業を行うために必要な経費

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。